

令和5年5月10日

海事局船員政策課

## 船員労働災害防止優良事業者の令和5年度募集を開始します！

国土交通省海事局では、船員の労働災害防止に向けた船舶所有者などの自主的な取組を促すため、労働災害の防止に優れた成果をあげている船舶所有者を、船員労働災害防止優良事業者として認定を行っております。今般、令和5年度の認定事業者の募集を行います。

### 1. 船員労働災害防止優良事業者認定制度

船員の労働災害については、発生件数、発生率ともに昭和43年から大幅に減少してきたところですが、陸上の労働災害と比較すると依然として高い発生率となっています。

このような状況を踏まえ、船員災害防止対策の一環として、平成18年度以降、労働災害の発生防止に優れた成果を上げている船舶所有者を「**船員労働災害防止優良事業者**」として認定を行っています。



### 2. 募集期間

令和5年5月10日(水)から6月30日(金)まで(※消印有効)

### 3. 事業者の認定等

優良事業者の認定については、「船員災害防止モデル事業検討委員会」において委員に報告の上、国土交通省が認定します。

認定した事業者には、**ステッカーを交付**(右上縮小図)し、国土交通省ホームページ等で公表します。認定事業者は自社のホームページ上や、船員の募集の際に船員職業安定業務窓口等に提出する求人票などに、優良事業者である旨記載することができます。

なお、認定を受けた優良事業者については、毎年9月に実施している「船員労働安全衛生月間」において表彰等を行う予定です。

### 4. 申請方法

申請にあたっては、募集期間中に地方運輸局等に次の書類を提出して下さい。

- ①船員労働災害防止優良事業者認定申請書 ②安全衛生チェックリスト

※申請方法等については国土交通省ホームページにてご確認ください。

[http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime\\_fr4\\_000013.html](http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr4_000013.html)

### <参考>

#### (1) 認定要件

一定期間内に、①労働災害・疾病(新型コロナウイルス感染症(令和5年5月7日以前に感染したものを除く。))による3日以上休業者が一定数以下であり、かつ、死亡又は行方不明となった者がいないこと、②船員法及び船員災害防止活動の促進に関する法律に定める規定に関して違反が無いこと。

#### (2) 現在の認定事業者数

1級 98者(外航2者、内航40者、旅客船22者、その他34者)

2級 36者(内航16者、旅客船8者、漁船1者、その他11者)



問い合わせ先: 海事局船員政策課労働環境対策室 小泉、高島  
(代表)03-5253-8111 (内線)45-144 45-146  
(直通)03-5253-8652